

処遇改善等加算Ⅱの研修要件について

第39回子ども・子育て会議
(H30.11.22) 資料2

処遇改善等加算Ⅱに係る研修の要件（2021年度までの間は課さない。）については、各施設・事業所類型ごとに以下の実施方針をお示ししているとおおり、それぞれの研修の実態や特徴を生かした形で実施することを想定している。

1. 幼稚園

「追加的な処遇改善における研修スキームのイメージ（幼稚園関係）」【別紙1】

※ただし、その後の検討により、研修の要件となる時間数や研修分野の取扱いについては変更予定。

2. 保育所・地域型保育事業所

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付雇児保発0401第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）【別紙2】

3. 認定こども園

「認定こども園に係る処遇改善加算Ⅱにおけるキャリアアップ研修について（イメージ）」【別紙3】

※認定こども園については、幼稚園・保育所等のどちらの研修も、要件となる研修に含まれることに留意。

上記の方針は必ずしも各自治体への周知が進んでいない部分もあることから、3府省名の事務連絡にて、最新の検討状況を盛り込みつつ、取り急ぎ各自治体の新制度担当にあらためて周知を行う。

また、これらの方針を包括した正式な加算要件を定める通知については、3府省で早急に調整の上、年度内のなるべく早い時期に発出する予定。

（参考）現在検討中の事項

（1）研修要件の詳細に関する事項（基本的には認める方向で要件について検討中）

- ① 現在実施されている幼稚園教諭免許状の更新講習の取扱い
- ② 園内研修の取扱い
- ③ 加算創設前に受講した研修の取扱い

等

（2）各種研修体系の横断的な受講の取扱い